

実施項目	実施内容	場面			具体的なオペレーション				
		開催前	開催期間中	開催後	開催前	開催期間中	開催後		
参加者およびスタッフの安全の確保	1 展示会場内における感染リスク評価 主催者であるMatching HUB Nagaoka 実行委員会は、運営事務局およびアール長岡と連携協力し、展示会場内の感染リスク評価をする。	○			以下の各種場面における感染リスクを確認し、必要な感染予防対策をする。 (搬入出時)ブース施工時・商品陳列時の会話による飛沫 感染や共有工具や備品などからの接触感染 (会期中来場者受付時)待機列での飛沫感染・来場受付手続き時の会話による飛沫感染及び接触感染 (展示ホール内視察時)共用部の手すり・設備・エレベーターのボタン・エスカレーターの手すり、トイレ使用時等に便器やドアノブなどでの接触感染 (ブースでの商談時)会話による飛沫感染・テーブルや椅子、商品に触れることによる接触感染 (休憩所)参加者およびスタッフの体感の会話による飛沫				
	2 感染防止資材の準備・周知と使用 消毒液などを準備し、感染症に対する注意喚起とともに、それらの使用を徹底する。	○	○		①感染防止資材の搬入 ・消毒液など ②来場予定者に向けた周知メールの配信 【配信内容】 ・出席者および来場者にマスクの常時着用の励行 ・入口・会場内での手洗いや手指消毒の励行 ・手洗いや手指消毒の徹底 ・感染防止対策マニュアルの周知 ③スタッフへの周知 ・業務スタッフ、施設スタッフに準備中や作業後の消毒の励行 ・手洗いや手指消毒の徹底 ・マスクの着用の励行	①感染防止資材の設置 ・会場内の所定の位置に消毒液を設置 ②マスク着用と手洗い・消毒の周知 【会場内】 放送、看板の設置などで出席者、来場者に感染症に対する注意喚起(マスク着用、手洗い、消毒、大声の抑止)や設置場所の案内を行う。 【出席者】 出席マニュアルに以下の項目を記載し配布 ・商談、打ち合わせ時のルール ・手洗いや手指消毒の徹底、など 【スタッフ】 ・接客、接客時の接触距離の確保			
	3 リスクを低減する展示方法の推奨と、展示物の消毒・除菌 設営時間の短縮や展示物への接触を低減する。展示物に対する消毒や除菌を徹底する。	○	○	○	①出席者に向けた展示方法についての注意喚起 設置にかかる時間の短縮や、展示物等からの接触感染防止のための簡単な展示方法を推奨し、マニュアルやメールで出席者に案内する。 例えば、展示備品数を少なくし、商品パンフレットや会社案内などの資料のデジタル化などを推奨し周知する。 ②展示物の消毒の案内 出席者等の接触感染防止のため、展示物の頻繁な消毒や来場者が直接、展示物に触れる機会を少なくするような工夫を促す。	①マスクを常時正しく着用・咳エチケットを徹底 ②会場内アナウンスにて出席者等の消毒を喚起 出席者による展示物の除菌、消毒を実施する。 案内箇所は以下、 【複数回の消毒を推奨する箇所(高頻度接触箇所)】 ・展示物、テーブル、椅子の背もたれ、キーボード、タブレット、タッチパネル、マイクなど 【使用後に毎回消毒を推奨する箇所】 ・商談や相談に使用したテーブル、椅子や製品など ③ブース内での窓の回避 ・自社ブースの来客状況によりデモンストレーションや商談時間を柔軟に調整し、密な状況を作り出さないよう可能な限りの配慮を促す。	①搬出・撤収作業 終了時間になったら速やかに来場者を退館させ搬出・撤収作業を開始する。 ②配送 積載の集荷場所の設置や集荷時間の設定など、密な状況を緩和する配送方法で実施する。 ③ゴミの扱い 各ブースで出たゴミは出席者が持ち帰り、廃棄する。		
4 入場に関する注意事項 事前の体温や体調、個人情報取り扱いについて来場に際しての注意事項	○	○		以下の項目について、出席者および来場者、スタッフにマニュアルやメール等で連絡、周知する。 ①事前の体温と体調の確認 来場前に体温と体調の確認を行い、発熱がある場合や体調がすぐれない場合には来場を控えるよう依頼する。 ②濃厚接触者への対応 新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合や、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への連続並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には来場をお断りする。 ③個人情報の取り扱い 事前登録時の個人情報等の記入が必要であること、また感染発生時には感染経路特定等の理由により最低限必要となる個人情報と政府機関・自治体の要請により開示する	①当日の体温や体調の確認 当日の体温や体調を確認し、発熱や体調不良があれば入場をお断りする。 ②マスクの着用 マスク着用の確認をする。 ③入場の制限 社会情勢により会場内の人数を制限する場合があります。その場合は入場管理する。				
5 名簿作成と保管 感染者発生時には感染経路特定等の理由により開示していただく場合があります。	○	○	○	ブース設置に関わったすべてのスタッフの名簿を作成し、滞在時間等をできる限り詳細に明記し保管する(3週間の保管を推奨)	【出席者】 当日ブース内におけるスタッフ名簿や滞在時間記録を作成し、保管する。感染者発生時には開示をお願いする。(3週間の保管を推奨) 【出席者および来場者】 商談や訪問したブースについては可能な限り日時・相手先担当者等について記録し保管する。(3週間の保管を推奨) ・自社ブースに参加したスタッフの名簿作成や商談相手、同席者の名簿を作成する。 ・展示会場での商談は短時間にし、後日WEB会議などオンラインも活用するなど現地での商談が必要以上に長引かないよう、また名刺交換も可能であれば電子的に実施(例えば後日メールを送信するなど)をする。 【スタッフ】 従事したスタッフ名簿やその滞在時間等の一覧を作成し保管する。(3週間の保管を推奨)	感染者発生時には、保健所等の指示に基づき、感染経路特定等の理由により開示していただく場合があります。			
6 新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先の設置 出席者や来場者からの質問に答えるため、専用ホームページや運営事務局を設置する。	○	○	○	①運営事務局の設置 運営マニュアルに、会場における新型コロナウイルス対策を明記し、運営事務局で対応する。 ②専用ホームページの開設 ホームページ上で会場等における新型コロナウイルス対策を明記し、問い合わせ先を記載し対応する。	会場内に運営事務局を設置し対応する。	会場内に運営事務局を設置し対応する。			
7 換気	○	○	○	・空調稼働を含め、運営・安全面での支障がない範囲で館内共用部を換気する。 ・空調(送風)の常時稼働し、換気する。 ・バウヤード側の扉も開放し、空気の循環を行う。 ・展示会場内における空気循環のため、出入口の常時開放を徹底する。	・空調稼働を含め、運営・安全面での支障がない範囲で館内共用部の換気する。 ・空調(送風)の常時稼働し、換気する。 ・バウヤード側の扉も開放し、空気の循環を行う。 ・展示会場内における空気循環のため出入口の常時開放を徹底する。	・空調稼働を含め、運営・安全面での支障がない範囲で館内共用部の換気する。 ・空調(送風)の常時稼働し、換気する。 ・バウヤード側の扉も開放し、空気の循環を行う。 ・展示会場内における空気循環のため出入口の常時開放を徹底する。			
8 廃棄物回収	○	○	○	・ごみ回収スタッフにマスク・手袋の着用を徹底する。 ・手袋を着用する場合には適切に交換を実施する。 ・マスクや手袋を外したら石鹸と流水での手洗い または消毒液による手指消毒を実施する。 ・ごみ回収箱設置箇所を決め、適宜巡回し、満杯になる前に取り換える。 ・回収したゴミは溜め込まず廃棄を行う。 ・飲食などの飲食を伴うヘルティを扱う予定の出席者を把握し、廃棄の方法を示す。	・ごみ回収スタッフはマスク・手袋を着用を徹底する。 ・手袋を着用する場合には適切に交換を実施する。 ・マスクや手袋を外したら石鹸と流水での手洗い または消毒液による手指消毒を実施する。 ・ごみ回収箱設置箇所を決め、適宜巡回し、満杯になる前に取り換える。 ・回収したゴミは溜め込まず廃棄を行う。 ・マスクなどウイルスが付着した可能性のあるものが捨てられている場合、ゴミの回収には清掃トングの使用など、廃棄物に触れないようすることを徹底する。	・ごみ処理スタッフはマスク・手袋を着用し、会場内に残されたゴミがないか確認を行う。 ・出席ブースで出たゴミは基本的には出席者が持ち帰るようアナウンスする。			
9 物理的、社会的距離の確保 来館から入場までにおける飛沫感染防止・接触感染防止 受付における仕切りの設置や目印による待機列、会場内における進行などの案内および注意喚起の明確化	○	○		①入場までの案内板の設置 入場までの案内やマスク着用・手洗い励行などのサイン表示を入口付近に設置する。 ②待機列における間隔表示 受付等における待機列が予想される場所における間隔を最低1m幅の整列を促す。	①ソーシャルディスタンスの徹底 混雑する受付などではソーシャルディスタンスを遵守し、待機場所については、1m間隔を目安とし、混雑時には、入場制限や待機場所を確保し、密集を避け、スタッフなどによる誘導を行う。 ②スタッフとのソーシャルディスタンス スタッフはマスク着用を徹底し、ソーシャルディスタンスを確保した状況で案内をする。				
10 展示ブースの仕様				隣ブースとの間にパーテーションを設置し、物理的に飛沫感染防止・接触感染防止の施工をする。					
11 密接を無くす通路幅と社会的距離 会場の通路はソーシャルディスタンスが保てるための十分な幅を確保する。	○	○		2m程度の通路幅を確保	社会的距離の呼びかけ(ソーシャルディスタンス) スタッフ及び出席者、来場者同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保(1m)することを促す。				
12 上限人数の設定と密接、密着、密集を避けた会場レイアウト 物理的距離を確保するための上限人数の設定と会場レイアウトを検討し配置する。	○	○		上限人数の設定を以下の通りとする。 ①1日目 講演等会場 登壇者と聴講者最前列の距離を2m確保し、参加者間の距離が1m程度確保できる座席数を用意する。 ②2日目 展示ブース数 展示ブース数は物理的に飛沫感染防止・接触感染防止対策をした上で設定する。	①登壇者・司会者と聴講者の距離を保つ。 登壇者と聴講者最前列の距離は飛沫到達距離である2m程度確保し、演台にはアクリル板を設置する。 ②適切な椅子の配置 聴講者間距離が1m確保できるように、座席を設置する。 ③換気による密閉防止 ドアの開放、オープンスペースの活用など換気を行う。 ④使用後の消毒 登壇者が使用するマイクや共用するパソコンやポインター等の備品は毎回消毒を行うよう徹底する。				

安全対策の強化	13	入場における検温等や手指消毒 入場時の検温やマスクの着用、手指消毒を実施する。	○	○	会場入口でサーモカメラまたは非接触型体温計など、体温計測機器を用意する。	①検温 会場入口でサーモカメラまたは、非接触型体温計による体温計測を行い、37.5度ある来場者に対しては、説明の上、入場をお断りする。 ②マスク着用の確認 マスク着用をスタッフが目視等で確認し、未着用者への着用をお願いし、持参していない参加者には配布する。		
	14	共用スペースや物品の清掃、衛生、消毒	○	○	○	①消毒する箇所や物品の確認 [会場] 手すりなど [講演会場およびオープニング] テーブル、椅子の背もたれ、タブレット、タッチパネル、マイク、パソコン、ポインターなど ②スタッフによる清掃 -スタッフが①の物品など複数の人が触れる場所を適宜消毒する。 -使用毎にテーブルや椅子の背もたれ、出入口ドアノブなどの消毒、清掃及び換気を行う。 -トイレ、手洗い場などに石鹸または消毒液を常備し、確認と補充を行う。	①会場ホテルスタッフによる清掃 -スタッフにより複数の人が触れる場所を適宜消毒する。 -使用毎にテーブルや椅子の背もたれ、出入口ドアノブなどの消毒を行う。 -トイレ、手洗い所に石鹸または消毒液を常備し、確認と補充を行う。 ②商談スペースへの消毒液等の設置 各テーブルなどに消毒液を設置	①会場ホテルスタッフによる清掃 搬出後に複数の人が触れる場所を適宜消毒する。
	15	消毒液等の設置	○	○	○	①以下の箇所に消毒液等を設置 -受付(入口)のほか、会場内各所のポイントで 消毒液を設置、案内の掲示 -各テーブルに消毒液を設置するよう努める ②来館者向けに館内共用部への看板設置 マスク着用、手洗い、手指消毒の励行等の呼びかけをする看板の設置	①入場時の消毒 入場時に手指の消毒を義務付ける。 ②共有スペース利用後の消毒 使用後の手指の消毒を義務付ける。 ③頻繁な手洗いと手指消毒 館内アナウンスなどにより参加者へ頻繁な手洗いや消毒を促す。	搬出時も入場などに消毒液を設置し手洗いと手指の消毒を行う。
16	会場における注意喚起 会場内における密接、密閉、密着を回避し、対処する。	○	○	○	①設備施工中の密閉防止 必要に応じ館内アナウンスを繰り返し実施し、マスク着用と頻繁な手洗い、手指の消毒を促す。 ②看板の設置 マスク着用と頻繁な手洗い、手指の消毒や大声で話すことは避け、ソーシャルディスタンスを確保することなど注意喚起する看板等を設置する。 ③会場内の換気 空調(送風)の常時稼働するなど会場内の換気を行う。 ④飲み物等の注意喚起 感染防止のため、飲み物や筆記用具などは各自用意するよう事前に周知する。	①注意喚起のアナウンス 会場ではマスクの着用と頻繁な手洗い・消毒を実施し、密になり得る状況での長時間の商談は避けるなど、3密注意のアナウンスを繰り返し行い注意喚起する。 ②商談や説明時の注意喚起 商談や説明時に大声で話すことは避け、最低1m確保するなど、出展者や来場者にアナウンスや看板で周知する。 ③会場内の換気 空調(送風)の常時稼働など会場内の換気を行う。 ④飲み物等の注意喚起 感染防止のため、飲み物や筆記用具などは各自用意する。	①終了時の速やかな退出 展示終了時間になったら速やかに退館を促す。 ②搬出時の注意喚起 搬出時もマスク着用や手指の消毒などについてアナウンスし、スタッフによる声かけも行う。	
混雑の回避	17	登壇者やスタッフ等の管理 登壇者やスタッフなどの人数や行動を管理する。	○	○	○	①登壇者・スタッフの人数把握 登壇者やVIP、スタッフの人数を把握し、名簿を作成する。 ②スケジュール確認 -登壇者やVIPのスケジュールを確認しておく。 -スタッフの担当業務、スケジュールを作成し管理する。	登壇者やVIP、スタッフはIDカードによって来場管理を行う。	感染者発生時には感染経路特定等の理由により、最低限必要となる個人情報をご政府機関・自治体に開示する。
	18	出展者および来場者の事前登録 入場(受付)時の接触を減らすためにオンラインによる事前登録を勧める。	○	○	○	①入場の事前登録の開設(Web) 出展者および来場者に登録してもらう。 事前登録時には個人情報登録が必要であること、入館時の検温とマスク着用、及び感染者発生時には感染経路特定等の理由により最低限必要となる個人情報をご政府機関・自治体の要請により開示することがあることを表示し、可能であれば承諾をクリックしてから登録に進むようにするなどシステムの仕様を検討する。 ②出展者や入場者への協力のお願い オンラインの事前登録システムを開設し、出展者や来場者には事前の来場登録を促し、協力を仰ぎ、来場予定者数を把握する。 ③名簿を作成し出展者・来場者数を把握 事前登録や予約システムから、出展者数や来場予定者数を事前に把握し、名簿を作成する。	出展者や入場者は事前の来場登録による来場管理を行う。なお、未登録の方は当日登録を行い、来場者数を把握する。	
関係機関との連携	19	感染疑い発生時のマニュアルの作成	○	○	○	①マニュアルの作成 感染疑い発生時マニュアルの作成について、主催者、会場管理、運営者と協力し対策についての役割分担、責任範囲、感染疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号等が記載されているマニュアルを作成する。 ②保健所との連携体制の整備 -感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。	マニュアルに従い、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者等は入場を断る。 -感染者発生した場合に備え、出展者・来場者・スタッフ全員の登録情報を取得する。	-感染者発生時には感染経路特定等の理由により、名簿は最低限必要となる個人情報をご政府機関・自治体に開示する。 -万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いにも十分注意しながら、来場者の名簿を適正に管理する。なお、来場者を含む関係者の名簿はできるだけ長く(3週間を推奨)保管すること。
	20	自治体などとの連携	○	○	○	開催地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、会場管理・運営者や会場が所在する都道府県と調整し、当該要請等を踏まえ適切に対応する。	感染者発生時には感染経路特定等の理由により、名簿は最低限必要となる個人情報をご政府機関・自治体に開示するため、参加者一覧表を作成する。	万が一感染者、感染疑いのある者が発生した場合は、関係機関へ速やかに連絡する。
スタッフの安全管理と教育	21	スタッフへの感染症対策の教育 全スタッフへの実施計画書の周知と教育を行う。	○	○	○	Matching HUB Nagasaki 2022における新型コロナウイルス感染症予防対策実施計画書の理解を徹底する。	-設置計画をもとに、スケジュールを細分化し、担務ごとに時間をずらし準備をする。 -宅配荷物の個数を把握する。 -宅配会社は出展者ブース等をデザインする際は、密を避けるデザインとなるよう工夫し、現場施工の負担が大きくなるようなデザインも避ける。 -共有する工具・台車などについての消毒・清掃を実施する。 -仮設の共有ストックなど支援企業が共同または単独で使用する場所や設備の消毒をする。	-設置計画をもとに、スケジュールを細分化し、担務ごとに時間をずらし準備をする。 -宅配想定荷物の個数を把握する。 -終了直後に来場者の搬出時間帯が設置されている場合は、出展者の搬出が終わるまでは設置スタッフは入場しない。
その他	22	イベント周知活動	○	○	○	出展及び来場誘致活動にあつては、特定警戒都道府県に向けた周知活動を自費し、海外からの参加、感染した場合重症化リスクが高い高齢者や持病のある方の参加は断るなど、政府や自治体の方針・指示に従う。また感染状況により参加を自費してもらいなど安全を重視した開催を検討し実施する。		

【遵守し参照した政府基本方針および業界ガイドライン】

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年3月17日変更))

「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」(2020年6月10日策定(2021年11月10日改訂)一般社団法人日本展示協会)

「展示会主催者向けチェックリスト展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」(2021年11月10日)

「ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」(2020年5月14日(2020年12月24日一部改訂)一般社団法人日本ホテル協会)

※社会情勢や業界ガイドラインの更新、保険所等の関係機関からの指導などがあつた場合などに必要な見直しをします。